

令和6年第2回
市議会臨時会(5月)
提出議案

主要事項説明書

 福知山市

目次

◆ 令和6年度会計別予算額一覧	3
◆ 令和6年度一般会計歳入予算額一覧	4
◆ 令和6年度一般会計歳出予算額一覧（目的別）	5
◆ 令和6年度一般会計歳出予算額一覧（性質別）	6
◆ 5月補正予算 主要事項	7
◆ 条例関連議案	14
◆ その他議案	16

◆ 令和6年度会計別予算額一覧

(単位:千円)

会 計 名		令和6年度 当初予算	5月補正額	補正後の額	
一 般 会 計		46,170,000	906,478	47,076,478	
特 別 会 計	国民健康保険事業	7,378,100		7,378,100	
	国民健康保険診療所費	32,800		32,800	
	と畜場費	1,900		1,900	
	宅地造成事業	10,300		10,300	
	休日急患診療所費	24,900		24,900	
	石原土地区画整理事業	195,100		195,100	
	介護保険事業	保険事業勘定	8,071,300		8,071,300
		介護サービス事業勘定	41,500		41,500
	下夜久野地区財産区管理会	135		135	
	後期高齢者医療事業	2,526,800		2,526,800	
小 計		18,282,835		18,282,835	
企 業 会 計	水道事業	4,479,700		4,479,700	
	下水道事業	10,160,000		10,160,000	
	病院事業	福知山市民病院	18,758,390		18,758,390
		大江分院	815,610		815,610
		19,574,000		19,574,000	
小 計		34,213,700		34,213,700	
合 計		98,666,535	906,478	99,573,013	

◆ 令和6年度一般会計歳入予算額一覧

(単位:千円)

款	令和6年度 当初予算	第1号補正額	補正後の額
01 市税	11,618,156		11,618,156
02 地方譲与税	530,806		530,806
03 利子割交付金	3,500		3,500
04 配当割交付金	86,000		86,000
05 株式等譲渡所得割交付金	89,000		89,000
06 地方消費税交付金	1,851,000		1,851,000
07 ゴルフ場利用税交付金	7,000		7,000
08 自動車取得税交付金	1		1
09 環境性能割交付金	85,000		85,000
10 法人事業税交付金	227,000		227,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,000		25,000
12 地方特例交付金	419,000		419,000
13 地方交付税	11,710,000		11,710,000
14 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000
15 分担金及び負担金	169,370		169,370
16 使用料及び手数料	1,227,278		1,227,278
17 国庫支出金	6,749,125	904,529	7,653,654
18 府支出金	3,249,612		3,249,612
19 財産収入	510,175		510,175
20 寄附金	452,005		452,005
21 繰入金	1,808,639	1,949	1,810,588
22 諸収入	714,833		714,833
23 市債	4,629,500		4,629,500
一般会計 合計	46,170,000	906,478	47,076,478

◆ 令和6年度一般会計歳出予算額一覧（目的別）

（単位：千円）

款	令和6年度 当初予算	第1号補正額	補正後の額
01 議会費	277,521		277,521
02 総務費	4,959,078	1,949	4,961,027
03 民生費	15,215,200	904,529	16,119,729
04 衛生費	6,939,249		6,939,249
05 労働費	18,175		18,175
06 農林業費	1,486,150		1,486,150
07 商工費	597,105		597,105
08 土木費	3,468,898		3,468,898
09 消防費	1,766,001		1,766,001
10 教育費	5,709,880		5,709,880
11 災害復旧費	384,500		384,500
12 公債費	5,298,243		5,298,243
13 予備費	50,000		50,000
一般会計 合計	46,170,000	906,478	47,076,478

◆ 令和6年度一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

区 分	令和6年度 当初予算	第1号補正額	補正後の額
人 件 費	7,704,238	2,717	7,706,955
うち 議 員 給 与 費	158,385		158,385
うち 職 員 給 与 費	6,326,622	2,628	6,329,250
物 件 費	5,648,012	37,939	5,685,951
維 持 補 修 費	275,538		275,538
扶 助 費	9,014,106		9,014,106
補 助 費 等	6,492,198	865,822	7,358,020
投 資 的 経 費	7,289,242		7,289,242
うち 人 件 費	420,000		420,000
普 通 建 設 費	6,881,074		6,881,074
補 助 事 業 費	2,565,019		2,565,019
単 独 事 業 費	4,316,055		4,316,055
災 害 復 旧 費	408,168		408,168
公 債 費	5,298,243		5,298,243
積 立 金	691,270		691,270
出 資 金 ・ 貸 付 金	321,906		321,906
繰 出 金	3,385,247		3,385,247
予 備 費	50,000		50,000
一般会計 合計	46,170,000	906,478	47,076,478

◆ 5月補正予算 主要事項

(単位：千円)

区分／政策名		補正額	区分	ページ	
					事業名
一般会計	緊急対策 ・原油価格 ・物価高騰	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	216,464	継続	8
		調整給付金給付事業	688,065	新規	9
	小計（2事業）		904,529		
	通常補正	⑤ 市民一人ひとりが、その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち			
		新文化ホール計画再検討事業	15,184	新規	11
新文化ホール計画策定事業		△22,148	減額	12	
○ その他一般事業					
	市議会議員補欠選挙執行事業	8,913	新規	13	
小計（3事業）		1,949			
一般会計（補正第1号）		5事業 計	906,478		

区 分	原油価格・物価高騰緊急対策					(単位：千円)
事業名	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	—
216,464	216,464					補正後予算額 216,464
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>国の物価高騰対応のための「重点支援地方交付金」に「給付金・定額減税一体支援枠」が創設されたことを受けて、令和6年度新たに「住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯」となった世帯の世帯主へ1世帯あたり10万円を支給するとともに、当該世帯において扶養されている18歳以下の子ども1人あたり5万円を上乗せして支給します。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>①住民税非課税世帯 [対象世帯(見込)1,800世帯] 基準日(令和6年6月3日)において、新たに世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税となった世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</p> <p>②住民税均等割のみ課税世帯 [対象世帯(見込)200世帯] ①のほか、基準日(令和6年6月3日)において、新たに世帯全員の令和6年度住民税所得割(減税前)が課せられていない世帯</p> <p>(2) 給付額</p> <p>1世帯あたり10万円 18歳以下の子ども(約220人)には、1人あたり5万円を上乗せ支給</p> <p>(3) 申請方法</p> <p>プッシュ型(市から送付する確認書を返信)</p> <p>(4) 支給方法</p> <p>申請者の指定する金融機関の口座へ振込</p> <p>(5) 確認書送付時期</p> <p>8月上旬以降(予定)</p> <p>(6) 給付時期</p> <p>8月中下旬以降(予定)</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費</p> <p>需用費 100千円(消耗品費)</p> <p>役務費 914千円(郵送料、広告料、振込手数料)</p> <p>委託料 4,450千円(システム改修、確認書作成封入封緘)</p> <p>負担金補助及び交付金 211,000千円(給付金)</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金 地方創生臨時交付金 216,464千円</p>						
担当課	福祉保健部社会福祉課		電話	直通 24-7087 内線 2134		

区分	原油価格・物価高騰緊急対策					(単位：千円)
事業名	調整給付金給付事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	—
688,065	688,065					補正後予算額 688,065

1 事業の背景・目的

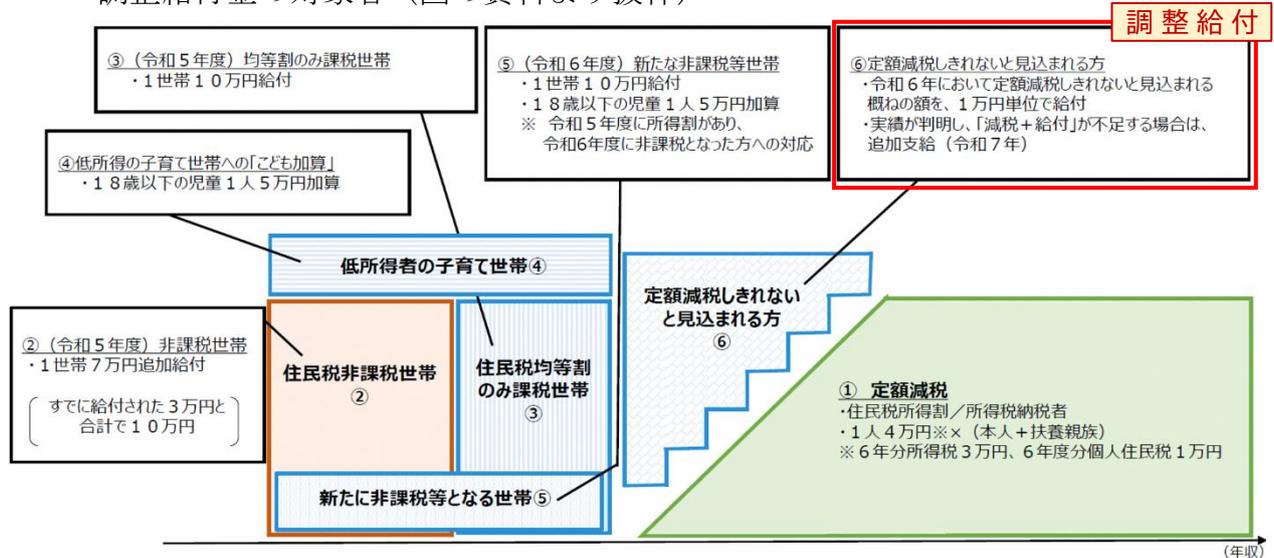
令和6年度税制改正において、デフレ脱却のための一時的な措置として、所得税・個人住民税の定額減税が行われることとなりました。この定額減税の実施にあたり、減税しきれないと見込まれる納税者へ給付金を支給します。

2 事業の内容

- (1) 支給対象者 定額減税しきれないと見込まれる(定額減税可能額※)が減税前税額を上回る)納税者 [対象者(見込)15,000人]
 ※定額減税可能額は、納税者と扶養親族の人数に基づき算出します。(1人4万円×(本人+扶養親族))
- (2) 給付額 所得税と個人住民税で減税しきれないと見込まれる額を以下のとおり算出

$$\text{所得税分控除不足額} + \text{個人住民税分控除不足額} = \text{調整給付額}$$
 1万円単位で切り上げ
- (3) 申請方法 プッシュ型(市から送付する確認書を返信またはオンラインにて申請)
- (4) 支給方法 申請者の指定する金融機関の口座へ振込
- (5) 確認書送付時期 9月中旬以降(予定)
- (6) 給付時期 10月中旬以降(予定)

調整給付金の対象者(国の資料より抜粋)



3 事業費の内訳

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費

需用費 300千円 (消耗品費)

役務費 6,604千円 (郵送料、広告料、振込手数料等)

委託料 31,161千円 (システム改修、人材委託業務等)

負担金補助及び交付金 650,000千円 (調整給付金)

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

地方創生臨時交付金 688,065千円

担当課

財務部税務課

電話

直通 24-7024 内線 3353

政策名	市民一人ひとりが、その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち					(単位:千円)
事業名	新文化ホール計画再検討事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	—
15,184				15,184		補正後予算額 15,184

1 事業の背景・目的

福知山市新文化ホールについては、様々な市民の声があることを踏まえ「福知山市新文化ホール基本構想」で定めた理念は大切にしつつ、機能や規模、場所、スケジュール等について再検討します。

2 事業の内容

「福知山市新文化ホール基本計画」で定めた施設の機能や規模、場所、スケジュール等について、新たに再検討委員会を設置し、市民懇談会やパブリックコメント等で改めて市民の意見等をお聴きしながら再検討します。

3 事業費の内訳

(款) 総務費	(項) 総務管理費	(目) 文化振興費
報償費	1,075 千円	(再検討委員会委員報償費等)
旅費	1,904 千円	(委員等旅費実費弁償、先進地視察旅費等)
需用費	567 千円	(消耗品費、印刷製本費)
役務費	561 千円	(郵送料、広告料)
委託料	11,077 千円	(新文化ホール基本計画再検討支援業務、 新文化ホール基本計画再検討 PR 動画作成業務)

4 主な特定財源

(款) 繰入金	(項) 基金繰入金	(目) 基金繰入金
	文化芸術会館等建設基金繰入金	15,184千円

担当課	地域振興部文化・スポーツ振興課	電話	直通 24-7033 内線 3137
-----	-----------------	----	--------------------

政策名	市民一人ひとりが、その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち					(単位:千円)
事業名	新文化ホール計画策定事業					減額
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
△22,148	国	府	市債	その他	一般財源	23,821
				△22,148		補正後予算額 1,673
<p>1 事業の背景・目的 福知山市新文化ホールについては、様々な市民の声があることを踏まえ「福知山市新文化ホール基本構想」で定めた理念は大切にしつつ、機能や規模、場所、スケジュール等について再検討します。</p> <p>2 事業の内容 「福知山市新文化ホール基本計画」を再検討するにあたり、本事業に係る令和6年度予算を減額補正します。</p> <p>3 事業費の内訳 (款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化振興費 報償費 △1,450千円 (事業運営計画検討委員会委員報償費等) 旅費 △2,403千円 (検討委員旅費実費弁償、先進地視察旅費等) 需用費 △50千円 (事務用品) 委託料 △18,245千円 (新文化ホール基本設計支援業務、 新文化ホール事業運営計画支援業務)</p> <p>4 主な特定財源 (款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) 基金繰入金 文化芸術会館等建設基金繰入金 △22,148千円</p>						
担当課	地域振興部文化・スポーツ振興課		電話	直通 24-7033 内線 3137		

区 分	その他一般事業					(単位:千円)
事業名	市議会議員補欠選挙執行事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	—
8,913					8,913	補正後予算額 8,913
<p>1 事業の背景・目的 市議会議長から選挙管理委員会委員長あて「福知山市議会議員の欠員について」の通知がありましたので、公職選挙法第113条第3項の規定により、福知山市長選挙と同時に福知山市議会議員補欠選挙を行います。</p> <p>2 事業の内容 福知山市議会議員補欠選挙について、公職選挙法その他の法令に基づき、公平かつ適正に期日前投票及び選挙期日当日の投票、開票を執行します。 (1) 告示日 令和6年6月2日(日曜日) (2) 選挙期日 令和6年6月9日(日曜日)</p> <p>3 事業費の内訳 (款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 市議会議員選挙費 報酬 475千円 (開票立会人報酬、会計年度任用職員報酬) 職員手当等 2,242千円 (超過勤務手当等) 需用費 177千円 (消耗品費、印刷製本費) 役務費 517千円 (通信運搬費、手数料等) 使用料及び賃借料 305千円 (複写機使用料、施設使用料等) 負担金補助及び交付金 5,197千円 (公職選挙法に基づく負担金)</p>						
担当課	選挙管理委員会事務局		電話	直通 24-7037 内線 3214		

◆ 条例関連議案

1 新文化ホール整備事業に関する住民投票条例（新規）

【担当課：文化・スポーツ振興課 電話：(直通)24-7033 (内線)3137】

地方自治法第74条第1項の規定に基づく新文化ホール整備事業に関する住民投票条例の制定の請求を令和6年4月24日に受理しましたので、同条第3項の規定により、意見を付けて議会に付議します。

新文化ホール整備事業に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、現在進められている新文化ホール整備事業は市民に対する周知が不足しており異論も多い為、一度立ち止まり市民の意見を集約し未永く愛される文化ホールが建設されることを願い住民の判断を問うことを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票の実施は次の通りとする。

- ① 現在進んでいる新文化ホール建設事業が、市民の理解と納得を得ているものか否かを市民に問うため、市民による投票を行う。
- ② 住民投票は市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。
この条例の運用は、市民の意思表示の自由を保障するとともに市民の意思表示の機会拡大に資するように行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は市長が執行するものとする。

市長は地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を福知山市選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という）は、この条例の施行日から70日以内に執行するものとする。

(投票の資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という）は、公職選挙法21条1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、一人一票とする。

- ① 投票を行う投票資格者（以下「投票人」）は、新文化ホール建設事業の見直しに賛成する者は賛成欄に、見直しに反対する者は反対欄に○印を記載して投票箱に入れなければならない。○印の記載は自書による。
- ② 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により自ら投票用紙に○印を自書出来ない場合は代理人が投票をすることが出来る。
- ③ 点字による投票の方法は規定で定める。

④ 投票用紙は別記する物を基本とする。

(情報公開)

第7条 市長は住民投票が正確に執行されるために市民が適切な判断ができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

- ① 市長は情報の提供に当たっては中立性の保持に留意しなければならない。
- ② 選挙管理委員会は住民投票の実施に当たり広報の発行や広報広告の掲載等、投票資格者が賛否の判断に必要な広報活動を行うと共に、投票条件に関わる情報の公開、提供に努めなければならない。
- ③ 選挙管理委員会は前項の内容を行うに当たり、中立に扱うように留意しなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収脅迫等の投票資格者の自由な意思が拘束されることや不当に干渉される事があってはならない。

(投票及び開票)

第9条 前条までに定めるものの他、投票時間・場所・投票立会人・開票時間・開票場所等に関する必要な規定は、この条例で定める他、公職選挙法・公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の規定による

(住民投票結果の告示)

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは直ちにこれを告示すると共に、告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第11条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(投票の促進)

第12条 この条例で定めるものの他、住民投票に関し必要な事項は規定で定める。

附 則

(施行及び条例の執行)

この条例は公布の日から施行する。尚、この条例は投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

地方自治法第74条第3項の規定に基づく市長の意見は、議案書P.5 議第2号に付けています。

◆ その他議案

■ 財政調整基金の繰入れについて

【担当課：財政課 電話：(直通)24-7035 (内線)3320】

選挙関連の事業費の財源に充てるため、財政調整基金を繰り入れます。

繰入れ金額 8,913千円以内
繰入れの事由 福知山市財政調整基金条例第4条第3号による

○ 福知山市財政調整基金条例（昭和33年5月31日条例第27号）

<p>第4条 基金は、次に掲げる場合に限り一般会計の財源として議会の議決を経て使用することができる。</p> <p>(1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。</p> <p>(2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。</p> <p>(3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。</p> <p>(4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。</p>
--

今回の繰入れにより、財政調整基金の令和6年度末残高見込額は29億6,855万となります。(ただし、令和5年度決算剰余金の積立てを見込まずに推計しています。)

(単位：千円)

①	②	③			④ (①+②-③)
R05年度末残高(見込)	R06年度利子(見込)	災害復旧関連分	原油価格・物価高騰対策関連分	選挙関連分	R06年度末残高(見込)
3,208,210	7,529	247,189			2,968,550
		R06当初		5月補正	
		18,276	220,000	8,913	

■ 専決処分承認について

1 福知山市税条例（一部改正） <R6. 3. 31 専決第 11 号> 【担当課：税務課 電話：(直通)24-9720 (内線)3352】

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除について定めることとした。
(附則第 7 条の 5 関係)
- (2) 令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例について定めることとした。
(附則第 7 条の 6 関係)
- (3) 令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例について定めることとした。
(附則第 7 条の 7 関係)
- (4) 特別税額控除額の算定に用いる所得割額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替規定を加えることとし、文言の整理を行うこととした。
(附則第 8 条第 2 項及び第 3 項関係)
- (5) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を定める規定を加えることとし、文言の整理を行うこととした。
(附則第 10 条の 2 第 4 項から第 7 項関係)
- (6) 土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義について、特例の適用期限が 3 年間延長されることに伴い、文言の整理を行うこととした。
(附則第 11 条関係)
- (7) 宅地等に対して課する固定資産税の特例について、適用期限を 3 年間延長することとし、文言の整理を行うこととした。
(附則第 12 条第 1 項から第 5 項関係)
- (8) 農地に対して課する固定資産税の特例について、適用期限を 3 年間延長することとし、文言の整理を行うこととした。
(附則第 13 条関係)
- (9) 特別土地保有税の課税の特例について、適用期限を 3 年間延長することとし、特例の対象となる土地の取得期間を 3 年間延長することとした。
(附則第 15 条第 1 項及び第 2 項関係)
- (10) 特別税額控除の対象となる所得割額について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人市民税の所得割額を含める読替規定を加えることとした。
(附則第 16 条の 3 第 3 項関係)
- (11) 特別税額控除の対象となる所得割額について、土地の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人市民税の所得割額を含める読替規定を加えることとした。
(附則第 16 条の 4 第 3 項関係)
- (12) 特別税額控除の対象となる所得割額について、長期譲渡所得の分離課税分の個人市民税の所得割額を含める読替規定を加えることとした。
(附則第 17 条第 3 項関係)

- (13) 特別税額控除の対象となる所得割額について、短期譲渡所得の分離課税分の個人市民税の所得割額を含める読替規定を加えることとした。
(附則第18条第5項関係)
- (14) 特別税額控除の対象となる所得割額について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人市民税の所得割額を含める読替規定を加えることとした。
(附則第19条第2項関係)
- (15) 特別税額控除の対象となる所得割額について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人市民税の所得割額を含める読替規定を加えることとした。
(附則第20条第2項関係)
- (16) 特別税額控除の対象となる所得割額について、特例適用利子等及び配当等に係る個人市民税の所得割額を含める読替規定を加えることとした。
(附則第20条の2第2項及び第5項関係)
- (17) 特別税額控除の対象となる所得割額について、条約適用利子等及び配当等に係る個人市民税の所得割額を含める読替規定を加えることとした。
(附則第20条の3第2項及び第5項関係)
- (18) 文言の整理を行うこととした。
(附則第10条の3第6項から第10項関係)

3 施行期日
令和6年4月1日

2 福知山市都市計画税条例（一部改正） <R6.3.31 専決第12号>
【担当課：税務課 電話：(直通)24-9720 (内線)3352】

- 1 改正の理由
地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。
- 2 改正の内容
(1) 宅地等に対して課する都市計画税の特例等について、適用期限を3年間延長するとともに文言の整理を行うこととした。
(附則第3項から第8項関係)
- (2) 文言の整理を行うこととした。
(附則第2項、第9項から第13項関係)
- 3 施行期日
令和6年4月1日